

令和 8 年度 沖縄県盛土規制法説明会等 周知状況報告

令和8年5月～7月_沖縄県盛土規制法関係者説明会 概要

- ・ 5/22～6/11にかけて県内 5 力所で県と市町村の行政関係者向け説明会を開催
- ・ 7/14～7/24にかけて県内 4 力所で建設業など関係団体向け説明会を開催

○行政職員向け説明会：5月22日～6月11日 北部・中部・南部・宮古・八重山

○関係団体向け説明会：7月14日～7月24日 北部・南部・宮古・八重山

- ・ 各会場対面参加およびWEB参加可能とし行政約130名、団体約300名の申込があった

南部会場（関係団体向け）



北部会場（行政職員向け）



八重山会場（関係団体向け）



1. 盛土規制法について

- ・盛土規制法の概要
- ・規制区域について
- ・許可の要否について
- ・申請手続きについて
- ・技術的基準について
- ・事例紹介
- ・不法盛土について

2. 都市計画法の開発許可について

- ・盛土規制法の規制開始に伴う
開発許可の取扱い

3. 県土保全条例の開発許可について

- ・県土保全条例の概要
- ・県土保全条例と盛土規制法の関係

4. 質疑応答

※説明会資料や質疑応答一覧は県HPにて公表しています

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1040342.html>

※説明会資料(1)(2)について、説明会での質疑応答等を踏まえ一部追記更新しました。

 [盛土規制法説明資料\(1\)\(次第1～4\)※一部追記更新版 \(PDF 3.1MB\)](#) 

 [盛土規制法説明資料\(2\)\(次第5～8\)※一部追記更新版 \(PDF 2.5MB\)](#) 

 [都市計画法に関する資料 \(PDF 423.0KB\)](#) 

 [県土保全条例に関する資料 \(PDF 170.0KB\)](#) 

2 質疑応答

説明会で皆様からいただいた質疑と回答を整理したので公表します。

 [R8年7月 説明会質疑応答一覧 \(PDF 524.1KB\)](#) 



このページに関するお問い合わせ

沖縄県 土木建築部 建築指導課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟10階(北側)

電話:098-866-2413 ファクス:098-866-3557

 [お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

- ・ 沖縄県の盛土規制法の実施状況の詳細や最新情報は「沖縄県 盛土規制法」公式ホームページでご確認ください

沖縄県 盛土規制法



- 盛土規制法に基づく規制区域（案）の公表
- 盛土規制法許可申請等の手引き（案）※時点版の公表

【問合せ先（那覇市を除く県内全域）】

沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班

電話 098-866-2413

メール aa066001@pref.okinawa.lg.jp

参考. 沖縄県ホームページ(盛土規制法_10/1規制開始)

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)



ページ番号1031028

更新日 2026年7月24日

- ▽ [盛土規制法の概要](#)
- ▽ [規制区域について](#)
- ▽ [既存盛土調査について](#)
- ▽ [許可・届出の各種手続き](#)
- ▽ [許可申請等の手引き](#)
- ▽ [盛土規制法説明会について](#)
- ▽ [盛土規制法に関する事前相談について](#)
- ▽ [盛土情報受付窓口について](#)
- ▽ [盛土規制法よくあるQ & A](#)
- ▽ [沖縄県盛土等規制検討委員会](#)

沖縄県では令和8年10月1日から「盛土規制法」の運用を開始する予定です

盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るため、盛土等を行う土地の用途(宅地、農地、森林等)やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法が令和5年5月26日から施行されました。

沖縄県では、令和6年度から盛土規制法第4条に基づく基礎調査を実施しており、令和8年10月1日に「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定し、盛土規制法の運用を開始する予定としています。

[【沖縄県】盛土規制法リーフレット\(一般の方向け\)\(PDF 4.1MB\)](#)

[【沖縄県】盛土規制法リーフレット\(事業者様向け\)\(PDF 4.2MB\)](#)

[【沖縄県】盛土規制法 既着手届リーフレット\(PDF 304.8KB\)](#)

参考. 沖縄県ホームページ(基礎調査結果の公表_規制区域、既存盛土)

規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

<規制区域の指定の流れ>



規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができます。



(「盛土規制法パンフレット」より引用)

規制区域(案)の公表

沖縄県では、規制区域を指定するための基礎調査の結果を踏まえ、以下のとおり規制区域(案)を公表しました。

＞ [盛土規制法に基づく規制区域\(案\)の公表](#)

基礎調査(既存盛土等調査)結果の公表

沖縄県では、令和6年度から盛土規制法第4条に基づく基礎調査(既存盛土等調査)を実施しています。

調査で把握した既存盛土等について、盛土規制法第4条第2項の規定により、調査結果(一覧表と位置図)を公表します。

＞ [盛土規制法に基づく基礎調査\(既存盛土等調査\)結果の公表](#)

参考 一般向け、事業者向け周知リーフレット等（公表中）

表



沖縄県では令和8年10月1日から盛土規制法に基づく規制が始まります

令和3年7月、静岡県熱海市で盛土の崩落による土石流災害が発生し甚大な被害が生じました。この他にも盛土等の崩壊による被害が全国各地で発生しています。

このため、宅地・農地・森林など土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制し、盛土等による災害から国民の生命及び財産を保護する目的で、「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」（通称「盛土規制法」）が施行されました。沖縄県でも、**令和8年10月1日から県内ほぼ全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定し、盛土規制法の運用を開始する予定です。**

※那覇市を除きます。中核市である那覇市の区域指定や規制は、那覇市長が実施します。

新たな法律の概要

- 盛土等が崩れると人など被害を及ぼすおそれがある場所を、規制区域として指定します。
- 規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要になります。
- 規制区域内で盛土等が行われた土地は、土地所有者等が「盛土等を常に安全に保つ義務」があります。
- 無許可の盛土等行為や命令に従わない場合の罰則（拘禁刑・罰金）が強化され、抑止力が高まっています。

○盛土規制法総合窓口（国土交通省ホームページ）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（一般用）」より引用

1. 盛土等とは

盛土等とは下記のような行為のことをいいます。



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（一般用）」を一部改定

2. 「宅地造成等工事規制区域」「特定盛土等規制区域」とは

沖縄県では、以下の2種類の規制区域を指定します。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※沖縄県の規制区域については、裏面に詳しく載っています。



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（一般用）」より引用

3. 許可の対象となる盛土等の規模

行為	区域	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査	盛土等の規模の概念図
変形土（盛土・切土）	宅地造成等工事規制区域	—	①盛土で高さ1m超の壁 ②切土で高さ2m超の壁 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ2m超の 壁（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超 （①、②を除く） ⑤盛土または切土の面積 500㎡超 （①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の壁 ②切土で高さ5m超の壁 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ5m超の 壁（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超 （①、②を除く） ⑤盛土または切土の面積 3,000㎡超 （①～④を除く）	同左	許可対象 すべて	①盛土の高さ ②切土の高さ ③盛土と切土を 同時に行う場合の高さ（壁を生じないもの） ④盛土または切土の面積 ⑤盛土または切土の面積 （盛土又は切土の面積の合計を指す）
	特定盛土等規制区域	—	①盛土で高さ1m超の壁 ②切土で高さ2m超の壁 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ2m超の 壁（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超 （①、②を除く） ⑤盛土または切土の面積 500㎡超 （①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の壁 ②切土で高さ5m超の壁 ③盛土と切土を同時に 行つて、高さ5m超の 壁（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超 （①、②を除く） ⑤盛土または切土の面積 3,000㎡超 （①～④を除く）	許可対象 すべて	許可対象 すべて	許可対象 すべて
土石時の堆積	宅地造成等工事規制区域	—	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超 かつ面積 1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超	許可対象 すべて	①堆積の高さ、面積 ②堆積の面積
	特定盛土等規制区域	—	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超 かつ面積 1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超	許可対象 すべて	許可対象 すべて

上表に示す「壁」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

参考資料：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（事業者用）」

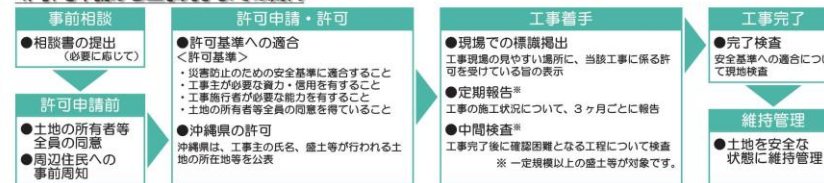
※規制区域内で対象となる盛土等を行う際、県の許可が必要です。

（那覇市については、那覇市長の許可が必要です。）

✓宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制の対象となりますのでご注意ください。

裏

4. 許可申請から工事完了までの流れ



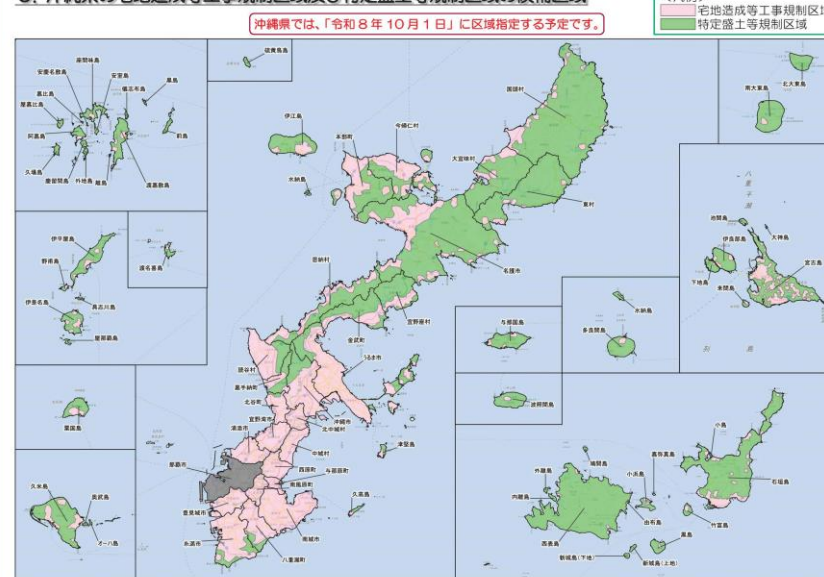
<注意>

規制区域の指定日（令和8年10月1日）に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事をおこなっている場合は**許可は不要**ですが、**10月22日までに工事内容の届出が必要**です（指定日から21日以内）。

5. 盛土等の維持管理について

- ✓規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する義務があります。
- ✓土地所有者等が認知していない盛土等であっても、盛土等の安全が確保できていない場合は、土地所有者に是正命令等が行われる場合があり、命令に従わない場合は罰則規程もあります。

6. 沖縄県の宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域



詳しくは、県のホームページで見ることができます。 沖縄県 盛土規制法

沖縄県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1031028.html>



沖縄県 土木建設部 建築指導課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 TEL：098-866-2413 FAX：098-866-3557

お問合せ先



参考 「沖縄県盛土規制法許可申請等手引き案」 （公表中）

ページ番号1040633

更新日 2026年8月6日

盛土規制法許可申請等の手引き(案)

沖縄県「盛土規制法許可申請等の手引き(案)」について、時点版として以下のとおり公表します。

※手引き(案)は、令和8年10月1日の規制開始に向け随時更新する予定のため一部内容に変更が生じることがあります。

 [第1章 総説・概要・用語の定義 \(PDF 717.0KB\)](#) 

 [第2章 許可・届出等の要否 \(PDF 1.6MB\)](#) 

 [第3章 許可・届出等の手続き \(PDF 2.9MB\)](#) 

 [第4章 許可基準 \(PDF 438.0KB\)](#) 

 [第5章 技術的基準 \(PDF 2.0MB\)](#) 

 [第5章参考資料 盛土等防災マニュアル\(施行通知別添5\) \(PDF 362.0KB\)](#) 

第6章 その他(様式集など)

 [様式集1 国省令様式PDF版 \(PDF 372.0KB\)](#) 

 [様式集1 国省令様式ワード版 \(Word 148.4KB\)](#) 

 [様式集2 県細則様式\(案\)、県参考様式PDF版 \(PDF 1.4MB\)](#) 

 [様式集2 県細則様式\(案\)、県参考様式ワード版 \(zip 521.7KB\)](#) 

参考 盛土規制法に関する事前相談（HP公表中、対応中）

規制開始に向け事前相談に対応中、5～8月の期間に160件以上の相談があった

盛土規制法に関する事前相談の案内

事前相談は許可申請や届出において必須ではありませんが、手続きを円滑に進めるため、手続きの可否や手続き内容について、事前相談を行うことが可能です。

【相談方法】

メールおよび窓口での相談を受け付けます。円滑に進めるため、窓口での相談の場合は事前に電話で予約をお願いします。

※窓口での相談の場合、予約されている方を優先しますので、予約されない場合は対応できないことや長時間お待ちいただく可能性があります。

【相談窓口】

沖縄県建築指導課

電話番号:098-866-2413

代表アドレス:aa066001@pref.okinawa.lg.jp

【提出資料】

事前相談の際は、別紙の事前相談表(参考様式)に必要事項を記入し、説明に必要な資料(図面・写真等)と合わせて提出してください。

 [事前相談表 \(Word 25.9KB\)](#) 

 [事前相談表 \(PDF 90.1KB\)](#) 

 [参考 許可不要工事一覧\(手引き案抜粋\) \(PDF 540.7KB\)](#) 